

川崎市立渡田中学校 いじめ防止基本方針

1 令和4年度 渡田中学校経営計画

学校教育目標 ○勤労を愛し、実行力を持った人 ○学習に励み、真理を愛する人
○公共物を愛護する人 ○誠意のこもった礼儀、作法を身につけた人
○明るく心身ともに健康な人

本校の教育指導方針

- ・ 確かな学力の定着をめざし、生徒の自主性を尊重しながら主体的に活動できる力を育てる
- ・ けじめのある厳しさと、思いやりのある豊かな心を育てる
- ・ 健康で安全な生活を自らめざすことのできる力を育てる

本年度の重点目標

- ・ 生徒が毎日を生き生きと生活することができ、学習面も合わせて充実感・達成感を持てる喜びの場としての学校をめざす
 - ・ 学級や学校が、すべての生徒にとって安心して過ごせる場所となるよう指導体制の強化を図る
- 学校の主役は、生徒であることを基盤として、誰もが学校で安心して生活ができ、学校が楽しいと思えるような学校づくり。誰もが学ぶ喜びを感じ、さらに学ぼうとする意欲をもてる学校づくり。誰もが渡田中へ来て、よい先生に出会った。よい仲間に出会った。と思える学校づくりをめざしていく。

<学校経営の4つの柱と目標>

基礎・基本の定着と 確かな学力の育成	思いやりのある 豊かな心の育成	健やかな体の育成と安 心・安全な環境づくり	開かれた学校づくりの推進
-----------------------	--------------------	--------------------------	--------------

・ 自ら学び考える力の育成 ・ 生徒の特性や能力を生かす教育の推進	・ 心の教育の推進 ・ 規範意識と人権意識を高める指導の充実 ・ 主体的に活動能力の育成 ・ 特別支援教育の充実	・ 生活習慣の確立と健康保持 ・ 健康指導と安全管理の充実 ・ 感染症拡大防止対策の徹底	・ 学校評価の推進 ・ 開かれた学校づくりの推進
--------------------------------------	---	--	-----------------------------

<中期経営目標>

○学習意欲の向上 ○基礎的基本的な学力の定着 ○言語活動の充実 ○主体的に取り組む授業の工夫・改善	○言語環境の構築 ○生徒会活動の活性化 ○教育相談の充実 ○特別支援教育体制の充実 ○道徳教育の推進 ○不登校対策と支援 ○共生*共育の推進	○基本的な生活習慣の確立 ○健康教育の推進 ○感染防止対策・心のケア ○食育の推進 ○学習環境の整備 ○安全教育及び防災教育の推進	○家庭・地域への適切な情報の発信 ○地域社会との連携 ○小中連携の推進 ○学校評価システムの確立及び活用
--	--	--	---

<短期経営目標>

○学習規律の確立 ○わかる授業の実践 ○授業研究会の実践 ○指導と評価の一体化の推進 ○言語活動の推進 ○家庭学習の習慣化をめざす指導 ○校内支援体制を構築するための非常勤講師の効果的な配置 ○主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善	○あいさつ、ことばつかいなどの基本的な生活習慣の定着 ○主体的に活動する生徒会活動の推進 ○教育相談の充実 ○豊かな人間関係の構築をめざした道徳教育の推進 ○一人一人のニーズの把握と支援教育の実践 ○人間関係の改善・向上を図る共生共育の推進 ○問題行動への組織的な対応と家庭との連携	○健康や安全に対する関心・意欲の育成 ○健康診断の計画的な実施 ○計画的な食育の推進 ○薬物等の乱用に関する指導の充実 ○学校防災についての意識の啓発 ○防災教育の推進及び避難訓練・防災訓練の計画的な実施 ○美化活動・緑化活動の計画的な推進 ○新型コロナウイルス感染症予防及び心のケア	○学年・学校だより・学級だよりの発行 ○学校ホームページの更新 ○学校運営協議会（いじめ防止対策会議の計画的な運営） ○小中連携会議の定期的開催と連携事業の推進 ○地域の教育力の効果的な活用 ○学校評価の工夫・改善 ○保護者・地域関係者が参加しやすい行事・授業参観の実施
---	---	---	---

<具体的方策>

2 学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止に取り組めます

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します。

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けた信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・特別支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- ・よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- ・いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- ・いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- ・いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和3年度 いじめ防止対策組織・役割分担

校内いじめ防止対策会議の構成

◎企画会（校内いじめ防止対策委員会）：週1回開催

校長、教頭、総括教諭
教務主任、生徒指導担当、学年主任、支援学級主任、教育相談担当、支援コーディネーター、養護教諭
部活動顧問責任者、スクールカウンセラー

◎学校運営協議会（学校教育推進会議・学校関係者評価委員会）いじめ防止対策会議：年2回開催

校長、教頭、教務主任、特別活動指導部長、生徒会担当、町会長、地域教育会議議長、民生委員、
主任児童委員、PTA役員

いじめ防止対策の企画・運営

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ・学校運営におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証 | 校長
教頭
教務主任、学年主任 |
| ・いじめ防止に関する年間指導計画の作成 | 生徒指導担当 |
| ・いじめ防止に関する研修会の企画、運営 | 生徒指導部 |
| ・いじめ問題に関する資料の管理 | 生徒指導部 |
| ・道徳教育との連携 | 支援コーディネーター |
| ・人権尊重教育との連携 | 人権尊重教育担当 |

教育相談

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・教育相談のねらい・年間計画の作成 | 生徒指導担当
支援コーディネーター |
| ・相談室窓口・相談室の管理運営 | 生徒指導担当
支援コーディネーター |
| ・スクールカウンセラーとの連携 | スクールカウンセラー |

生徒・保護者・地域との連携

- | | |
|------------------|-------|
| ・生徒会本部・専門委員会との連携 | 生徒会担当 |
| ・PTA校外委員会との連携 | 生徒会担当 |

・地域教育会議等との連携 教務主任

関係機関との連携

- ・警察、少年相談・保護センター等との連携 生徒指導担当
- ・区役所こども支援室、教育委員会、子ども家庭センターとの連携..... 生徒指導担当

7 令和3年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・全校生徒の情報交換会 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯・スマートフォンにおけるトラブル未然防止の取組 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施) ・かわさき共生*共育プログラム効果測定①・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・生徒一人ひとりの教育課題の確認
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・【生徒指導点検強化月間】の取組 (学級活動や道徳を通していじめについて考えさせる) ・人権尊重教育講演会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・第1回学校教育推進会議を受けての対応について (いじめ防止対策会議)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・第2回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・かわさき共生*共育プログラムに関する研修会 ・いじめ防止標語の募集 (生徒会本部)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・かわさき共生*共育プログラム効果測定② ・第3回教育相談 (学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・学校評価アンケート結果を受けての対応について
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (校内いじめ防止対策会議) ・第2回学校教育推進会議を受けての対応について (いじめ防止対策会議) ・【学校体制見直し月間】生徒指導体制の見直しを図る

思いやりのある豊かな心を育てる教育を推進するとともに、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を心がけ、いじめゼロを目指す。

① 生徒の自主的・主体的な取り組み

○生徒集会の実施

- ・生徒会役員が主体的に学年委員会・専門委員会とともに、自主的に会を運営している。

○おはよう運動

- ・生活委員を中心として、各専門委員会や部活動で分担し、朝の登校時におはよう運動に取り組んでいる。

○朝清掃

- ・環境委員会が、学校周りの環境整備に取り組んでいる。

○話し合い活動の充実

- ・学級活動、学級委員会、専門委員会、実行委員会、生徒総会を通してコミュニケーション能力の向上を図っている。

○いじめ防止の標語作り

- ・生徒会を中心として、いじめ防止の標語作りを行っている。

○昼休みレクリエーションによる良好な人間関係づくり

- ・生徒会を中心に、ボール貸出を行い昼休みに全校生徒を対象にレクリエーションの雰囲気を作っている。

○学校行事による良好な人間関係づくり

- ・体育祭の縦割り応援チームをつくり、全校での良好な人間関係づくりを行っている。

② 教育相談活動を通じての生徒理解

○教育相談アンケートの実施

- ・リーフレットの「学校生活振り返りチェックシート」、「いじめのサイン！気づきのためのチェックシート」を参考にして本校独自のアンケート用紙を作成して、全校生徒を対象に担任の説明をもとに実施している。

○教育相談アンケートをもとにした教育相談の実施

- ・年回の教育相談を、学級担任が学級全生徒を対象として10～15分の個別相談として実施している。
- ・学校だより、学年だより、学級通信等による周知
- ・スクールカウンセラーとの連携
週に一回、スクールカウンセラーとの情報交換を行い、生徒理解に努めている。